

猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針(建築関係)

本運用指針は、今般の建設業における働き方改革の一環として、猛暑による労働者の熱中症等を防ぐため、一宮市が発注する建築関係工事の工期設定に関して、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むこととし、運用指針を定めたものである。

1 対象工事

対象工事は、原則として建築部が発注する全ての営繕工事とする(軽微な工事を除く)。

2 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点(愛西)における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)が 31 以上となった時間とする。

3 工事発注時の取扱い

工事発注時に見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3 日)を除く。)の 8 時から 17 時までとし、上記「2」に該当する時間を、過去 5 年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものとする。(小数点以下第一位を四捨五入する。)

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書への記載により明示する。

4 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記「2」に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。(小数点以下第一位を四捨五入する。)

この日数が、上記「3」において現場説明書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し、必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

【別記】設計図書記載例

本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。

ただし、全作業を中断又は閉所した日数が発注時に見込んだ日数から著しく乖離した場合、工期の延長変更を協議することができる。なお、中断又は閉所の判断は受注者に委ねることとし、見込んだ作業不能日数分を必ずしも中断又は閉所しなくてもよい。

※中断又は閉所した日数の算定方法:環境省が公表する中部地方 愛知 愛西地点における WBGT 値が 31 以上となった時間のうち、定時の現場作業時間内で中断又は閉所した時間を合計し日数に換算する(小数点以下第一位を四捨五入)

付 則

この運用指針は、2025 年 6 月 1 日から施行する。(2025 年 5 月 20 日指名審から適用)